

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年4月23日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：キリバス国大洋州地域通信サービス・サイバーセキュリティ能力向上（個別専門家）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：キリバス国大洋州地域通信サービス・サイバーセキュリティ能力向上（個別専門家）

調達管理番号：25a00127

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年4月23日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第 1 章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：キリバス国大洋州地域通信サービス・サイバーセキュリティ能力向上（個別専門家）

(2) 業務内容：「第 2 章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年7月 ～ 2027年7月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度（2026年2月頃）

2) 2026年度（2027年2月頃）

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス平和構築部 STI・DX室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	競争参加資格確認申請書	2025年 5月 12日 12時まで
2	競争参加資格要件の確認結果の通知	2025年 5月 16日 まで
3	資料ダウンロード期限	2025年 4月 28日 まで
4	企画競争説明書に対する質問	2025年 5月 7日 12時まで
5	質問への回答	2025年 5月 12日 まで
6	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年 5月 26日 12時まで
7	プレゼンテーション	行いません。
8	評価結果の通知日	2025年 6月 4日 まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（４）競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 48-49 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。

なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の３）に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- １） 提出期限： 上記２．（３）参照
- ２） 提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの 48-49 ページに記載する 10 点の書類をご提出ください。
- ３） 提出方法： 上記１）の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。（件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- ４）確認結果の通知：上記２．（３）日程の期日までにメールにて通知します。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示され

る手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/ARPFmtRefr>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国

際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います）。
- ⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と設定した業務の目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章 1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	EMC事業の活動状況を踏まえた、変化する状況下での関係者との情報共有及び連携方法	第3条 2.（2）
2	活動1-1の国内光ファイバー網の保守・運用のための現場での技術指導及び技術研修に向けてC/Pと確認・合意すべき事項	第3条 2.（3）1)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提

案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
- ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、業務目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 業務実施体制

本業務のカウンターパート（以下「C/P」という。）については、キリバス国内の海底ケーブル管理会社で陸揚局にてケーブル保守運用の実務を担う BwebwerikiNET Limited（以下、「BNL」という。）を成果1のC/Pとし、キリバスのサイバーセキュリティを所掌する情報・通信・運輸省（Ministry of Information, Communication and Transport, MICT）のDigital Transformation Office (DT0)（以下、「MICT DT0」という。）を成果2のC/Pとする。

DT0は3名体制（2024年4月時点）であり、今後独立した機関となることが予定されており、主にサイバーセキュリティを含むデジタル関連の政策策定、実装に関して全政府機関に向けて包括的に対応する機関となる予定である。サイバーセキュリティに関しては、現在MICT DT0の配下に国家CERT²があり、インシデント対応も責任範囲として対応するほか、法執行部門とも連携を行っている。重要インフラも所掌となるが、現在重要インフラは未定義となる。

BNLは、海底ケーブルが陸揚げされ運用されているクリスマス島のスタッフは3名、新たに海底ケーブルが陸揚げされるタラワ島のスタッフは5名以下で、経理、総務、技術的管理等を実施していく予定となる（2024年4月時点）。東部ミクロネシア海底ケーブル（East Micronesia Cable）事業³（以下、「EMC事業」という。）の陸揚局が2025年4月の完工を予定しており、本業務はEMC事業への日本の貢献として陸揚局の運用にかかる研修等を実施する予定である。

(2) 日米豪連携事業⁴との関係

EMC事業では、プロジェクトコーディネーションユニット（以下、「PCU」という。）が豪州と契約し事業全体の取りまとめを担当しており、日米豪及び相手国

² Computer Emergency Response Teamの略。コンピューターセキュリティインシデント発生時に対応する専門組織。

³ 東部ミクロネシア海底ケーブルプロジェクトは、ナウル、ミクロネシア連邦、キリバスの3か国に新規に海底ケーブルを敷設し、既設の海底ケーブル（HANTRU-1）に接続し、より速く高品質で信頼性の高い安全なインターネット接続の実現を目指している。詳細については同事業ウェブサイト

(<https://www.eastmicronesiacable.com/>) 及び外務省ウェブサイト

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00858.html) を参照。

⁴ 受注者は、EMC事業の日本担当部分の実施者としてC/P及びPCU等のプロジェクト関係者と継続的な情報共有を行う。本業務の業務計画は、陸揚局の完工や海底ケーブルの完工のタイミング等、EMC事業の進捗にも影響されることから、柔軟かつ適切に業務推進するための業務管理及び体制についてプロポーザルで提案してください。

政府関係者を含め、関係者間の情報共有・進捗管理等を実施している。

本業務は日米豪連携で実施中のEMC事業への日本による貢献として、技術協力を実施するものである。そのため、同じ位置づけとなるナウル国「ICTサービス提供改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）とも一部の活動（活動1-2）において連携をとって進める他、適宜PCUにも情報共有を実施することが必要となる。

また、EMC事業の海底ケーブル部分は日本電気株式会社（以下、「NEC」という。）が受注している。

本案件は、EMC事業にて整備される資機材の活用が前提となるため、EMC事業側のスケジュールを踏まえた活動の計画・実施が必要となる。現時点では、キリバスの陸揚局の完工時期は2025年4月、EMC事業海底ケーブル敷設の完工時期は2025年10月を想定している。また、南タラワ地域にてタラワ空港からタラワ市内まで国内光ケーブル網（バックホール）の敷設が世界銀行の支援にて進められている。

（３）成果１に向けた技術研修の実施

成果１は、陸揚局における海底ケーブル管理に加え、国内通信網を含むバックホール部分の保守・運用に必要なBNLの能力向上を含む。

- 1) 活動１-１は、BNLがバックホールの保守・管理を実施できるようになることを目指し、国内ケーブルの物理及び論理設定・設計に係る現場での技術指導及び技術研修^５（商用研修含む）を実施する^６。現場での技術指導に関しては、運用に必要なケーブル管理や物理切断時の保守対応にかかる専門家指導等を実施する。なお、世界銀行の支援により国内ケーブルが配管も含め埋没で敷設される予定があるが、世界銀行の協力は敷設のみであり、研修実施は含まれないことが確認されている。
- 2) 活動１-２は陸揚局の技術者を対象に海底ケーブルの保守・管理能力強化である。海底ケーブル完工前にEMC事業の受注者となるNECから一度同様の研修実施が予定されており、本業務においては、海底ケーブル敷設完工後の一定期間後に再度同様の研修を行う「リフレッシャー研修」という位置づけとなる。本研修はナウルと合同での実施を想定しており、契約変更にてナウル事業ないし本事業に追加をすることを想定していることから、活動１-２は当初契約には含まない。
- 3) 活動１-３ではBNLに対する陸揚局運営のための助言・指導を行う。主にフ

^５ 技術研修に関しては定額計上金額の範囲内にて周辺国を含む研修事業者への現地再委託を認める。

^６ 受注者は、国内ケーブルの物理及び論理設定・設計に係る現場での技術指導及び技術研修を行うことから、実施に向けてC/Pと確認・合意すべき事項についてプロポーザルで提案してください。

イジー等、大洋州島嶼国にて陸揚局や同様の役割を担う通信事業者（フィジーの陸揚局を運営する FINTEL 及び Telecom Fiji 等を想定）等への訪問、または当該事業者等のキリバスへの派遣を想定しており、受注者には当該活動の企画、提案、アレンジ、ファシリテーションを実施する⁷。タラワ島に限らず、必要性に鑑みクリスマス島の陸揚局スタッフも対象に含める。

（４）成果２に向けた技術研修の実施

主に MICT DT0、政府機関のサイバーセキュリティ能力の向上に資する活動となる。

- 1) 活動 2-1 では、活動 2-2 及び活動 2-3 を前提とし、研修対象となるスタッフの能力の初期評価を実施する。対象機関は MICT DT0 のほか、他省庁の ICT 関連部局のスタッフを含む。主にサイバーセキュリティ業務に関わる・関わる予定のある 10 名程度を想定する。

- 2) 活動 2-2 では、活動 2-1 の初期評価結果を基に、活動 2-3 の実施に向けた研修計画を作成する。

活動 2-3 は作成した研修計画に沿った技術研修の実施に加え、重要インフラを含めた普及・啓発セミナー⁸を実施する⁹。前述の通り、重要インフラに含まれる事業者は法的に未定義であるため、重要インフラを担当する MICT DT0 とキリバスのサイバーセキュリティ事情に鑑み議論の上、研修やセミナーの対象機関を決定する。BNL も本業務の C/P でありかつ通信セクターの重要インフラ事業者となりうることから、BNL の参加も含めて検討する。

- 3) 活動 2-3 に関連して、STI・DX 室の運営するサイバーセキュリティ・クラスター下の複数プロジェクトに対して提供予定の女性向けオンライン研修に、キリバス関係者からも参加者を募ることを検討している。研修実施は STI・DX 室が担当し、受注者にはキリバス関係者の参加勧奨のための協力（全体周知、実施時期調整、参加者とりまとめを含む関係者とのコミュニケーション、応募書類取り付け支援等）を実施する。実施時期や進め方については

⁷ 助言・指導にあたり研修実施が有効と考えられる場合は、定額計上金額の範囲内にて周辺国を含む研修事業者への現地再委託を認める。

⁸ 重要インフラを含めた普及・啓発セミナーについては、専門家等による実施を想定するが、再委託による実施が望ましい場合は再委託を認める。実施費用は本見積に計上し、「第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件」に記載の業務量には当該研修業務を含む。

⁹ 本活動のサイバーセキュリティ関連技術研修については、定額計上金額の範囲内にて周辺国を含む研修事業者への現地再委託を認める。

STI・DX室と確認する。

(5) 成果2における留意事項

キリバスではICT及びサイバーセキュリティ人材はさらに数が限られることから、他開発機関による研修も同じ人材に繰り返し提供される傾向にある。よって後述の「(6) 他開発機関との連携・協調」のとおり、キリバス及び大洋州地域での他開発機関の活動を考慮し、重複を避け、適切な研修に適切な人材が参加できるよう、各人の研修参加実績を踏まえた候補者検討及び研修内容をC/Pと共に検討する。

(6) 他開発機関との連携・協調

MICT DT0及びBNLには複数の開発協力機関との活動実績・計画があることが確認されている。前述のEMC事業及び世界銀行による国内ケーブルの敷設の他、アジア開発銀行によるクリスマス島の海底ケーブル敷設（実施済）及び国内ケーブル整備（実施中）、豪政府の資金提供によるOceania Cyber Security Centre (OCSC)のMICT DT0へのセキュリティ成熟度評価（CCMM, Cybersecurity Capacity Maturity Model）（2020年に実施済）¹⁰、APNIC基金（the Asia Pacific Network Information Centre Foundation）の協力によるオークランド大学での研修及び資格取得試験¹¹に向けた支援が実施されている。加えて、日本の総務省はグアム及びフィジーにおいて大洋州地域を対象としたサイバー能力構築演習¹²を実施しており、この演習の対象国にキリバスも含まれる。

大洋州では多くの開発機関が活動しており、キリバスにも上記をはじめとする協力が進んでいることから、C/Pに対する協力予定の詳細について確認を行い、必要に応じて他開発機関への本事業の説明や、情報収集、意見交換等を行い、活動内容の重複を避け可能な連携の検討を行う。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

¹⁰ CCMM (Cybersecurity Capacity Maturity Model for Nations) はOxford大学が開発したサイバーセキュリティを評価する指標の一つである。国際電気通信連合 (International Telecommunication Union, ITU) が数年毎に発表するGCI (Global Cybersecurity Index) が代表的な指標であるが、CCMMは継続して評価がなされるわけではない。

¹¹ 主にCompTIA資格取得試験 (Network+, Security+, PenTest+等) 年時点が対象となっている。

¹² 実践的サイバー防御演習 (CYDER: Cyber Defense Exercise with Recurrence)

<https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00221.html>, <https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00233.html>

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：BNLへのネットワーク及びファイバーケーブル管理に関する技術研修を実施する。

活動の想定規模は下記の通り。

目的	プロジェクトの目的・成果1の達成を支援するためのケーブル保守対応等に関連した現場での技術指導
実施回数	2回程度
対象者	BNL関係者
参加者数	4名程度/回（C/Pと議論の上決定）
開催期間	約7日/回
実施場所	タラワ市内及びキリバス国内
実施形態	対面

目的	プロジェクトの目的・成果1の達成を支援するための現場でのネットワーク管理関連技術研修の実施
実施回数	2回程度
対象者	BNL関係者
参加者数	4名程度/回（C/Pと議論の上決定）
開催期間	約7日/回
実施場所	タラワ市内及びキリバス国内ないし、大洋州国（フィジー・スバ）
実施形態	対面

活動1-2：BNLへの陸揚局の管理に関する技術研修を実施する。

第3条2.（3）2）の通り、活動1-2については、NEC社によるリフレッシャー研修の実施を予定しており、当初契約には含まない。

活動1-3：BNLが関連組織よりビジネス助言を受けるための支援をする。

活動の想定規模は下記の通り。

目的	プロジェクトの目的・成果1の達成を支援するための事業運営アドバイスを目的とした研修の実施
実施回数	1回程度
対象者	BNL関係者
参加者数	3名程度/回（C/Pと議論の上決定）
開催期間	約14日/回
実施場所	タラワ市内及びキリバス国内ないし、大洋州国（フィジー・スバ）
実施形態	対面

② 成果2に関わる活動

活動2-1：サイバーセキュリティ能力を評価する。

活動2-2：能力構築計画を作成する。

活動2-3：能力構築計画に沿って研修を実施する。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	プロジェクトの目的・成果2の達成を支援するためのサイバーセキュリティ関連研修の実施
実施回数	2回
対象者	MICT DTO及び関連機関のICT関連部局
参加者数	5名程度/回（C/Pと議論の上決定）
開催期間	約7日/回（C/Pと議論の上決定）
実施場所	タラワ市内及びキリバス国内ないし、大洋州国（フィジー・スバ）
実施形態	対面

目的	プロジェクトの目的・成果2の達成を支援するための重要インフラを含めたサイバーセキュリティ関連普及・啓発セミナーの実施
実施回数	2回
対象者	MICT DTO、関連機関、及び重要インフラのICT関連部局
参加者数	20名程度/回（C/Pと議論の上決定）
開催期間	約1日/回（C/Pと議論の上決定）

実施場所	タラワ市内及びキリバス国内
実施形態	対面

(2) 本邦研修・招へい

- ☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 活動 2-1 にて実施する。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	業務開始から1か月後	英語	電子データ	1部
案件進捗報告書	2026年1月末 2027年1月末	日本語	電子データ	1部
業務完了報告書	契約末日	日本語 英語	CD-R	日本語・英語 各1部

- 業務完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 業務実施の基本方針
- ③ 業務実施の具体的方法
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

(3) 案件進捗報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 業務目標の達成度
- ⑤ 将来に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) 業務フローチャート
- (イ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (ウ) 人員計画（最終版）
- (エ) 研修・セミナー実施実績
- (オ) クラスタ戦略のモニタリング指標に関するデータ
- (カ) その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する技術資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

(1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

(2) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	活動1-1のためのネットワーク管理研修	合計2回程度、4名/回、7日程度/回を想定。	2回	定額計上
	活動1-3のための陸揚局運営の助言・指導	合計1回程度、3名程度/回、14日程度/回を想定。	1回	定額計上
2	活動2-3のためのサイバーセキュリティ研修	合計2回程度、5名程度/回、7日程度/回を想定。	2回	定額計上
4	活動2-3のための重要インフラを含めた普及・啓発セミナー	合計2回程度、20名程度/回、1日程度/回を想定。	2回	本見積

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等

について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名： キリバス共和国（キリバス）

案件名： 通信サービス・サイバーセキュリティ能力向上

Improving Telecommunications Services and Cybersecurity
Capability

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国におけるICTセクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

キリバス共和国は、赤道付近の太平洋上に点在する 33 の環礁島から構成されており、大洋州地域内最大の EEZ（排他的経済水域）を有している。低地環礁国であり、資源に乏しく農業に適さないことから、食料品をはじめ大部分の生活物資や資機材を輸入に依存している。その地理的条件から域内の島嶼国の中でも国土の拡散性が高く、国際市場からの地理的断絶が顕著であり、産業の多様性にも欠けている。約 13.3 万人（世界銀行、2023 年）の人口を擁しており、域内で同規模の人口を擁するミクロネシア連邦やトンガ王国と比較しても GDP は低い。このように域内でも島嶼国としての脆弱性は高く、海外とのコネクションは重要となっている。

これらの特徴から JICA を含む開発機関もこれまで様々なインフラ整備協力を同国に向けて実施してきたが、海底ケーブル接続はクリスマス島に限られている。首都があり、人口の半数以上が居住するタラワ島には未だに陸揚げされておらず、国内のデジタルインフラも整備が十分でなく、国民はインターネット接続を比較的高額な衛星回線に頼っている。このような状況から、キリバスのインターネット使用ユーザー数は 54.5%、人口 100 人あたりのモバイル回線契約数は 48.8 人、3G モバイルネットワークの人口カバー率は 73%に留まっており（ITU, 2024 年）、通信サービス向上及びそのための基盤整備が必要となっている。

上記状況を踏まえ、日本、米国、オーストラリアが資金提供し、コスラエ（ミクロネシア連邦）、ナウル、そしてタラワ（キリバス）に新規に海底ケーブルを敷設し、既設の海底ケーブル（HANTRU-1）に接続することで、より速く、高品質で、信頼性が高く安全なインターネット接続を可能とする「東ミクロネシア海底ケーブル事業」（以下、「EMC 事業」という。）が実施されている。当該共同事業実施に伴い、キリバスにおいては新たに海底ケーブル管理会社である BwebwerikiNET Limited（以下、「BNL」という。）が設立され、陸揚局の運営管理及び海底ケーブル保守運用及び国内通信網を管理している。高速で安定した安全なインターネット接続サービス提供に向け、南タラワに基盤構築がなされるが、これらの陸揚局及び海底ケーブル保守運用はもちろんのこと、国内通信網の維持管理にかかる技術協力が必要となっている。

また、地政学的に注目が集まる大洋州地域において、近年様々なサイバー攻撃が発生しており、キリバスにおいても EMC 事業により後押しされる通信サービス改善に伴いサイバー攻撃への備えが課題となっており、サイバーセキュリティを所掌する同国の情報・通信・運輸省（Ministry of Information Communications and Transport、以下、「MICT」という。）の DX 室（Digital Transformation Office、以下、「DT0」という。）もサイバーセキュリティ向上を目指した活動を実施中で

あり、重要インフラを含む人材育成及びそのための評価に関連した技術協力を必要としている。

かかる背景から、同国政府より、海底ケーブルの保守運用能力及びサイバーセキュリティを含む ICT（情報通信技術）に関する能力向上を目的とした助言を中心とする技術協力の要請が我が国に提出された。

（２）ICTセクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対キリバス共和国 国別開発協力量針」（2019 年 4 月）では「脆弱性の克服」を重点項目として挙げており、基礎的インフラ整備・連結性の強化の支援、及び既存インフラの維持管理能力向上に関する支援を重視している。これは PALM10 重点分野のうち、「技術と連結性」に位置づけられ、その中の「質の高いインフラの向上」、「太平洋の連結性とセキュリティ能力の向上」にかかる協力として、太平洋島嶼国地域における効果的なインフラ運用・維持能力向上、そしてデジタル連結性の安全性、信頼性、及び利用可能性の向上に貢献するものである。また、JICA グローバル・アジェンダ「デジタル化の促進」（2022 年）では、「情報通信環境・基盤の整備」及び「自由で安全なデジタル社会の実現」を重点的な取組みとしており、本事業は同国における通信サービスの基盤の運用・保守能力向上及びサイバーセキュリティ能力向上に資するものであり、上記方針とも合致するものとなる。

また、本事業は通信環境・基盤である基礎的なインフラ管理に必要な能力向上のための助言を行うものであり、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のゴール 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」に貢献する。

（３）他の援助機関の対応

国内ネットワークの保守管理を行う BNL への協力として、配管工事を含めた国内ケーブルの地下埋没での敷設が南タラワ地域にて世界銀行の協力で実施されている。同国クリスマス島の海底ケーブル敷設及び国内通信網整備はアジア開発銀行により実施されている。

サイバーセキュリティを含む所管する MICT DTO については、セキュリティ成熟度評価が豪政府の支援にて Oceania Cyber Security Centre により 2020 年に実施済となっており、Asia Pacific Network Information Centre 基金の協力により、オークランド大学にて研修及び資格取得試験受験を実施している。世界銀行もサイバーセキュリティ協力を検討しているとの情報がある。日本の総務省は、グアム及びフィジーにおいて大洋州地域を対象としたサイバー能力構築演習を実施しており、この演習の対象国に同国も含まれる。

3. 事業概要

（１）プロジェクトサイト／対象地域名

キリバス、タラワ

（２）事業実施期間

2025年7月～2027年7月を予定（計24カ月）

（３）事業実施体制

成果1に関しては陸揚局での保守運用の実務を担うBNL、成果2についてはキリバス

のサイバーセキュリティを所掌するMICT DTOをカウンターパートとして事業を実施する。

4. 事業の枠組み

(1) 成果

1. 海底ケーブル及びバックホール保守・運用能力が向上する。
2. キリバスのサイバーセキュリティ能力が向上する。

(2) 主な活動

- 1-1 BNLへのネットワーク及びファイバーケーブル管理に関する技術研修を実施する。
- 1-2 BNLへの陸揚局の管理に関する技術研修を実施する。
- 1-3 BNLが関連組織よりビジネス助言を受けるための支援をする。
- 2-1 サイバーセキュリティ能力を評価する。
- 2-2 能力構築計画を作成する。
- 2-3 能力構築計画に沿って研修を実施する。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的に業務を実施し、C/P 自らが業務を管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、業務終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(2) 業務の柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスや業務を取り巻く環境の変化によって、業務活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、業務の方向性について発注者に提言する。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。

(3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、業務の意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去の業務や各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（５）根拠ある評価の実施

- 業務の成果検証・モニタリング及び業務内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、業務の進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で、発注者所定の案件進捗報告書を進捗確認のため作成し、発注者に提出する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、業務進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、業務の成果や業務目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- 業務実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した業務の活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

4. 業務完了報告書／案件進捗報告書の作成

- 受注者は、業務の活動結果、業務目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務: ネットワーク管理及びサイバーセキュリティ能力向上に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（3号）】

① 対象国及び類似地域：大洋州地域及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本件に係る業務工程は、2025年7月に開始し、24ヶ月後の2027年7月の終了を目処とする。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 9.75 人月

2）渡航回数を目途 延べ13回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 活動 1-1 のためのネットワーク管理研修
- 活動 1-3 のための陸揚局運営の助言・指導
- 活動 2-3 のためのサイバーセキュリティ研修
- 活動 2-3 のための重要インフラを含めた普及・啓発セミナー

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- なし

2）公開資料

- なし

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無

3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所及び JICA キリバスフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

53, 899, 000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について(該当する口にチェック)

■ 本案件は定額計上があります(8, 800, 000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確

定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	活動1-1のためのネットワーク管理に係る技術研修	第3条 2. (3) 成果1に向けた技術研修の実施 1)	2,800,000円	研修費用及び参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）	再委託費
2	活動1-3のための陸揚局運営のための助言・指導	第3条 2. (3) 成果1に向けた技術研修 3)	3,000,000円	研修費用及び参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）	再委託費
3	活動2-3のためのサイバーセキュリティ技術研修の実施	第3条 2. (4) 成果2に向けた技術研修の実施 3)	3,000,000円	研修費用及び参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）	再委託費

（４）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（５）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（６）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（７）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

キリバスについては、上記に記載のオーストラリア通貨レートを使用してください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任 者のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)